

コトが起こってから加入しても、保険の対象外になります！
待機期間や不担保期間もございますので、早目の加入がお勧めです。

マンガで
分かる



弁護士費用保険

事業者のミカタ

月額 **7,000円**～ 加入できる、事業者版弁護士費用保険MIKATA。

(もし顧問弁護士がいて、法律相談料の補償は不要の場合は **5,160円**/月～)

取引先

売掛金未回収
SNSでの炎上
取引先倒産による
貸倒損失発生 など...

アルバイト・従業員

ついな会社
訴えてやる!!

従業員のケガ
労働災害の損害賠償
未払残業代請求
パワハラ・セクハラ
慰謝料請求 など...

ユーザー・消費者

商品の配送ミス
情報漏洩
食中毒の発生
など...

トラブルに巻き込まれた場合、
弁護士の支援は大きな助けになるでしょう。



顧問弁護士がいない
A社長の場合

標準プラン 保険料体系

月額
7,000円~

タイプ		ライト	スタンダード	プレミアム
合計	通算限度額	500万円	1,000万円	2,000万円
	年間限度額	10万円	20万円	30万円
	1事案限度額	2.2万円	4.4万円	12万円
法律相談料保険金	年間限度額	100万円	200万円	400万円
	1事案限度額	50万円	100万円	200万円
	着手金・手数料	70%	70%	70%
弁護士費用保険金	日当・実費・報酬金	—	—	35%
	一括払	¥76,390	¥107,620	¥217,490
保険料	月払	¥7,000	¥9,870	¥19,940

各限度額は全て消費税込みの金額となります。

弁護士費用保険事業者のミカタの保険料体系はこのようなになっています

標準プランでは法律相談料を補償

[例] 法律相談料の一般的な料金 1時間1万円程度とした場合

相
安
心
出
来
る
♪

ライト	スタンダード	プレミアム
まずは弁護士に相談ができる環境を整えておきたい方へ	複数の弁護士の意見を聞いてみたい! トラブル解決までの方針などじっくり相談したい方へ	事件に詳しい弁護士に依頼したい、複数の弁護士から選びたい! トラブルが複数重なった場合にも備えておきたい方へ
年間10回 (1事案2回まで) の相談料を補償	年間20回 (1事案4回まで) の相談料を補償	年間30回 (1事案12回まで) の相談料を補償

法律相談料も補償されます



**顧問弁護士がいる
B社長の場合**

法律相談料保険金不担保特約 料金体系

月額
5,160円~

タイプ		ライト	スタンダード	プレミアム	
合計	通算限度額	500万円	1,000万円	2,000万円	
	年間限度額	—	—	—	
	1事案限度額	—	—	—	
法律相談料保険金	年間限度額	—	—	—	
	1事案限度額	—	—	—	
	年間限度額	100万円	200万円	400万円	
弁護士費用保険金	1事案限度額	50万円	100万円	200万円	
	支払われる 金支の割合	着手金・手数料	70%	70%	70%
		日当・実費・報酬金	—	—	35%
保険料	一括払	¥56,280	¥67,410	¥107,810	
	月払	¥5,160	¥6,180	¥9,880	

顧問弁護士がいらっしゃる会社にはこちらがお勧めです

弁護士費用保険事業者のミカタには**法律相談料保険金不担保特約**もごさいます

各限度額は全て消費税込みの金額となります。

**標準プラン・法律相談料保険金不担保特約共に
示談交渉や訴訟対応時の**弁護士費用**を補償**

標準プラン

両方とも対象

[例] 取引先に自社商品を契約通りに納品したが、相手の会社が支払期日を過ぎても代金2,000万円の支払いをしてくれない。 着手金:1,090,000円

ライト

まずは、**弁護士費用の初期費用**に備えておきたい方へ

▼

着手金* 70%
76万3千円

▼

保険金: 50万円を補償

ライトプランは、1事案の上限金額が50万円のため、76万3千円(着手金の70%)のうち50万円を保険金としてお支払いいたします。

スタンダード

弁護士費用が高額な案件にもそなえて**上限金額を高く**しておきたい方へ

▼

着手金* 70%

▼

保険金
76万3千円を補償

プレミアム

弁護士にかかる費用の**全般**に備えておきたい方へ

▼

着手金* 70%

▼

76万3千円
+
報奨金の35%まで補償

※着手金に対応する保険金額は、弁護士の提示額ではなく当社の保険金支払基準に基づいて算出します。

案件ごとに必要な
弁護士費用の補償...

案件ごとの**支払い報酬も**
弁護士への**補償**されます

【例】1,000万円の損害賠償請求事件にかかる弁護士費用の初期コスト

※保険会社の保険金支払基準に基づいて算出した場合
 ※成功の度合いに応じて別途報酬金が発生する場合があります。

 弁護士費用保険

事業者のミカタ

当社弁護士費用保険加入で
 経済的負担を圧縮

17万7千円

約 **70%** 削減

[通常]

61万円

着手金59万円
 法律相談料2万円

このような場合では
 弁護士費用が約7割は
 削減できます



- 著作権侵害・知財関連トラブル
- 事業承継のトラブル
- 退職や解雇、残業代等の労務トラブル
- 代金・債権回収のトラブル
- 損害賠償や返金の請求
- 賃貸物件のトラブル

...他にもいろいろ



弁護士費用保険
 事業者のミカタは
 充実しているのですよ

※免責や待機期間等により補償されない場合もありますので、詳しくは重要事項説明書をご確認下さい。

弁護士直通ダイヤル

事案が法律問題にあたるかどうか、迷ったときに電話一本で弁護士のアドバイスを受けられるサービスです。
当社と日本弁護士連合会が協定を締結し実現した、電話相談1回15分を限度にした無料のサービスです。
ちょっとした疑問をすぐに聞けるので、法的トラブルの回避に役立ちます。

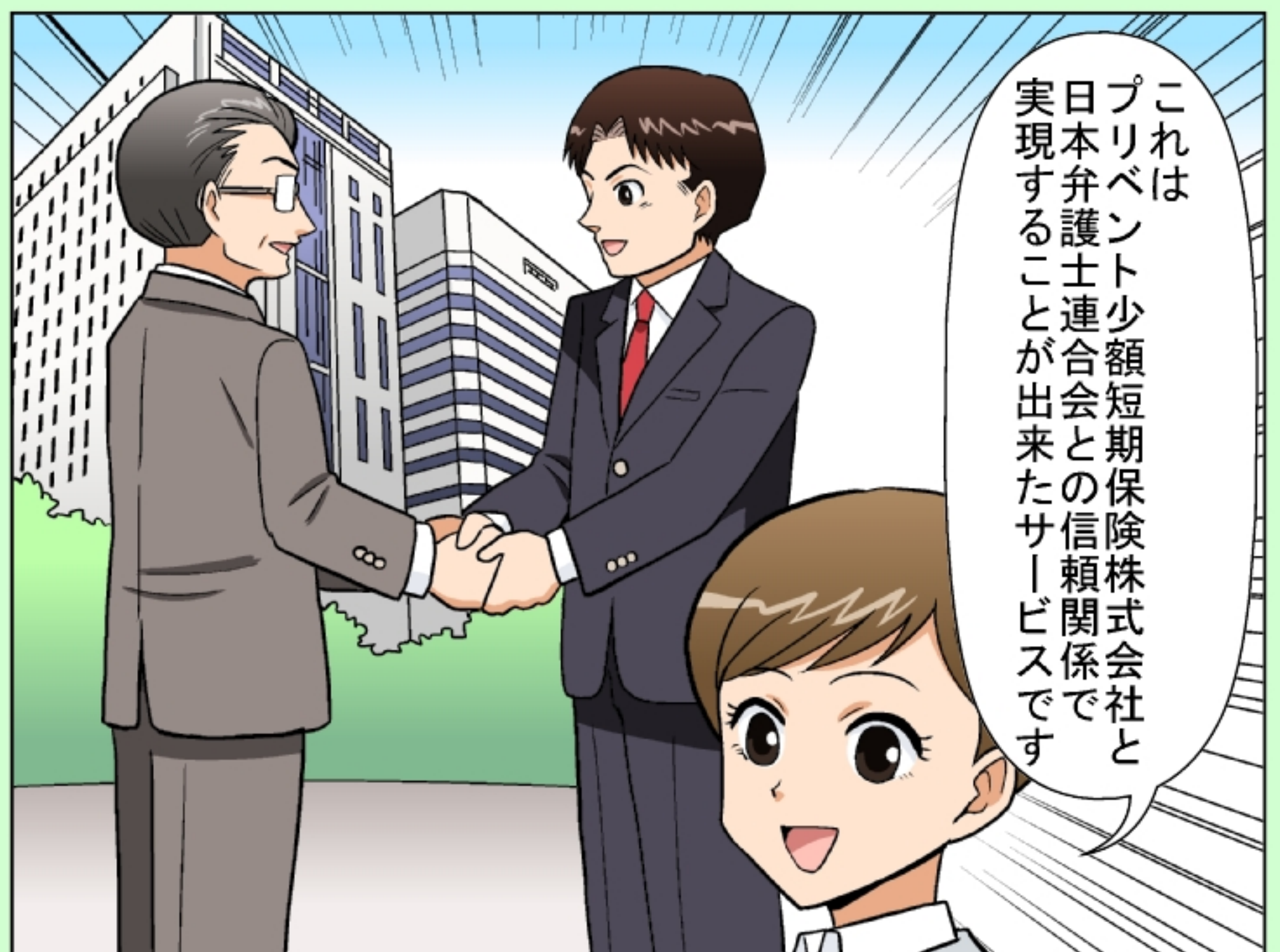


弁護士紹介サービス

弁護士費用保険「事業者のミカタ」の保険金支払対象となるお客さまが弁護士紹介をご希望される場合に、日本弁護士連合会を通じて、各地域の弁護士を無料でご紹介するサービスです。
1案件につき2回までご紹介が可能です。



弁護士の紹介は2名までとなります。
弁護士の専門分野に関して細かな要望にはお応えできません。



サポートダイヤル

ご契約者さま、および被保険者さまは、
付帯サービス以外で以下のダイヤルがご利用いただけます。

リーガルチェックサービス

契約書・契約内容の相談・内容証明郵便などの対応を弁護士へ
無料相談できるダイヤルです。

- ①24時間365日電話受付 ②同一事案に対し30分まで ③回数制限:年12回

モンスタークレーマー対策ダイヤル

顧客や取引先などから、不当な要求・悪質なクレームを受けた時に、
弁護士へ無料相談できるダイヤルです。

- ①24時間365日電話受付 ②同一相談者による同一事案に対し30分まで

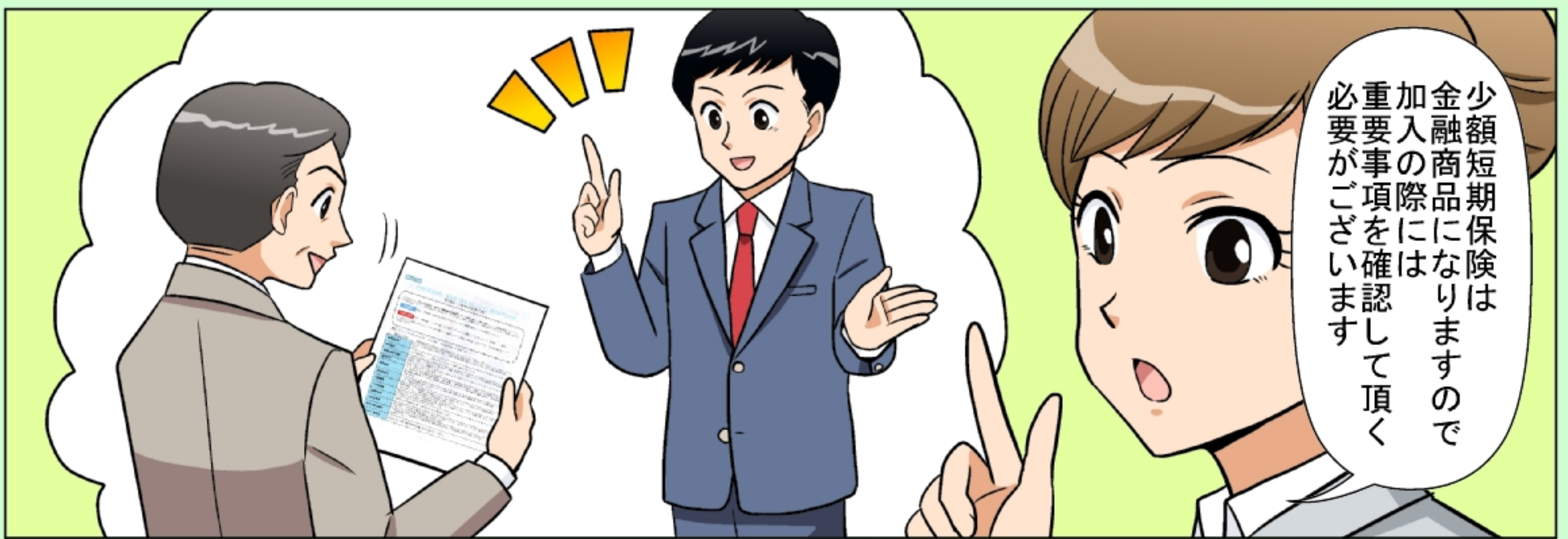
税務相談ダイヤル

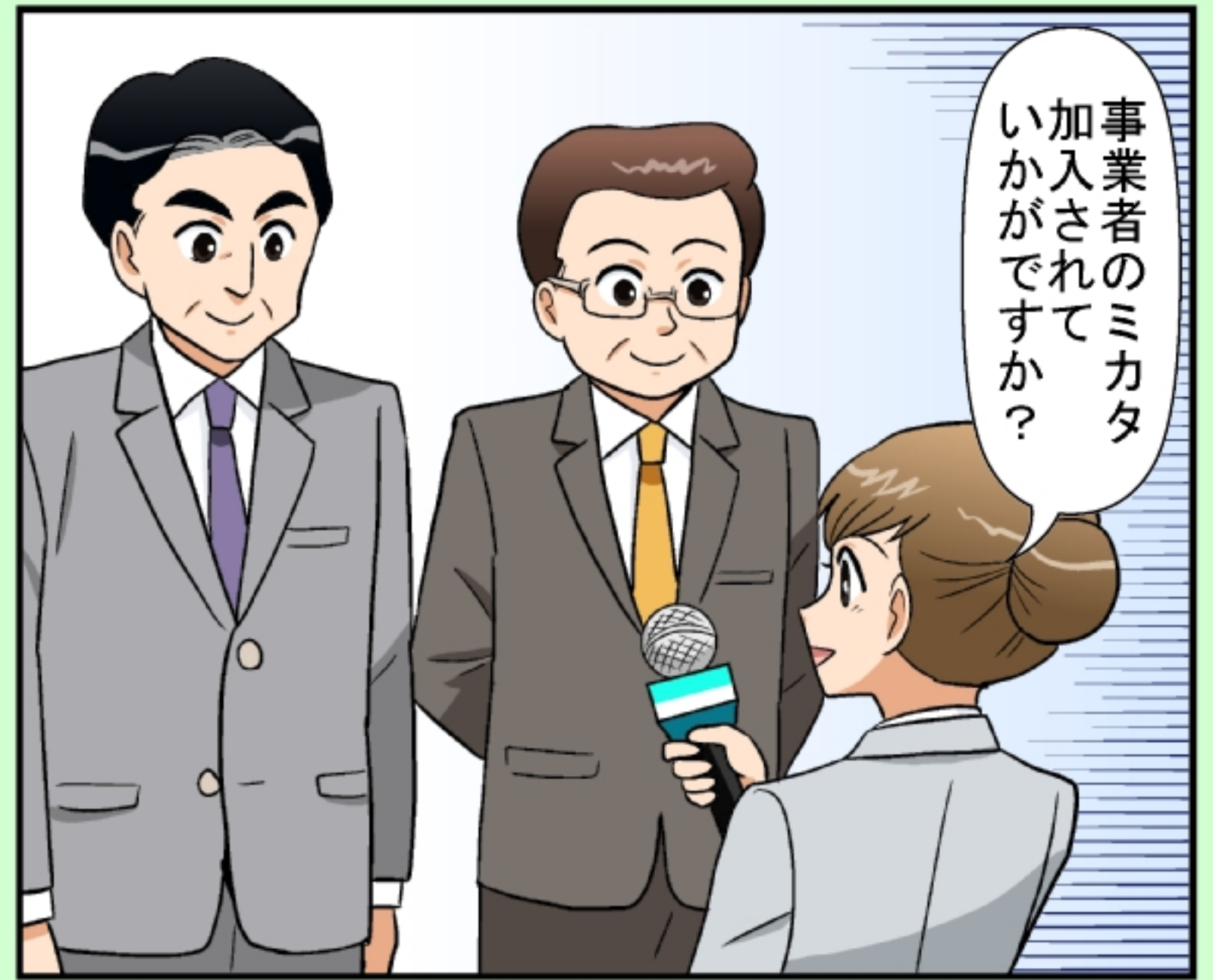
確定申告・法人税・相続税・贈与税など税金に関するさまざまな相談が
可能です。税務に関するお悩みを専門家に無料相談できるダイヤルです。

- ①24時間365日電話受付 ②同一事案に対し30分まで

ご利用にあたって

- 本サポートダイヤルは、アスクプロ株式会社が弁護士費用保険「事業者のミカタ」のご加入者さまへ特別特典として提供するサービスです。
- 各専門家の対応は平日のみとなります。
- 本サービスは、一定範囲におけるご相談に対する専門家のご案内は無料です。
- ご相談の内容によっては有料となる場合もございます。有料となる場合は、専門家より事前に説明を行います。
- ご加入後にサービス詳細をお送りいたします。ご利用にあたってご注意いただく点を必ずご確認ください、本サポートダイヤルをご利用ください。





取引先が
売掛金を支払ってくれない
倒産した

などなど

バイトテロ
を防ぐために
就業規則や雇用契約書を
見直したい

労働トラブル
勤務態度が悪いのに
クビに出来ない

モンスタークレマー
に法的措置をとりたい





次のページで
重要事項の一部を
マンガで紹介します

重要事項の一部をマンガで紹介

- 責任開始日(保険引き受け)以降に
- 被保険者(保険契約により補償を受ける人)が
- 責任開始日以降に発生した問題により被った損害を補償するというのが保険の大原則です。

保険とは責任開始日以降に発生した問題により被った損害を補償するものです



原因事故と保険事故



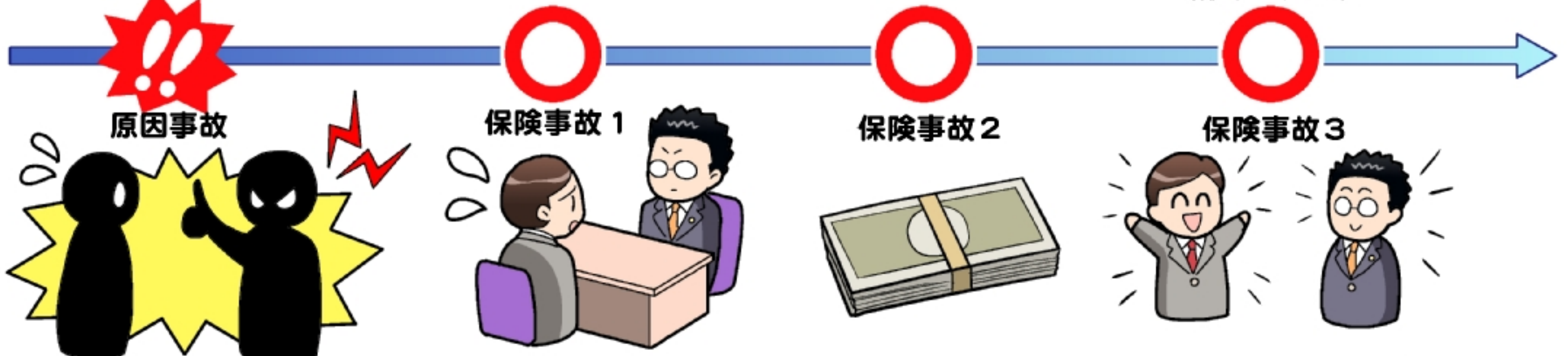
原因事故: 弁護士へ法律相談料や弁護士費用等を支払う原因となった法的トラブルのこと
保険事故: 法律相談料や弁護士費用等を負担することによって被保険者が損害を被ること

例えば…
報酬未払いが発生
(相手方とトラブルに)

弁護士へ法律相談
(法律相談料支払)

委任
(着手金支払)

解決
(報酬金支払)



事業者のミカタは、この『保険事故』に対して保険金が支払われます

待機期間と不担保期間



◆原因事故が責任開始前に発生している場合は、保険金の支払い対象とはなりません。

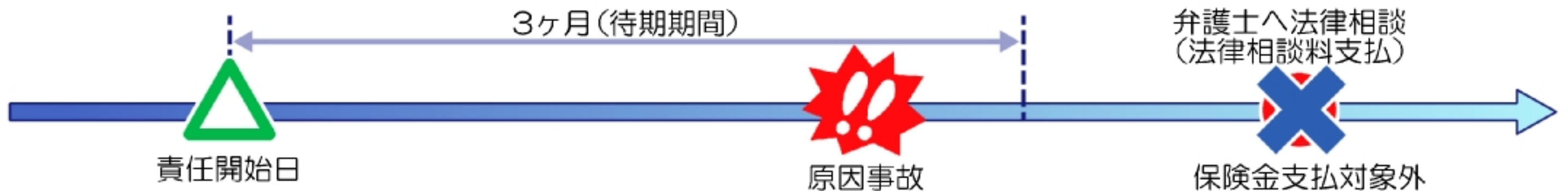
例えば… 家賃の未払い
(借主とトラブルに)

弁護士へ法律相談
(法律相談料支払)

委任
(着手金支払)



◆原因事故が待機期間(責任開始日から3ヶ月間)中に発生した場合は、保険金の支払い対象とはなりません。

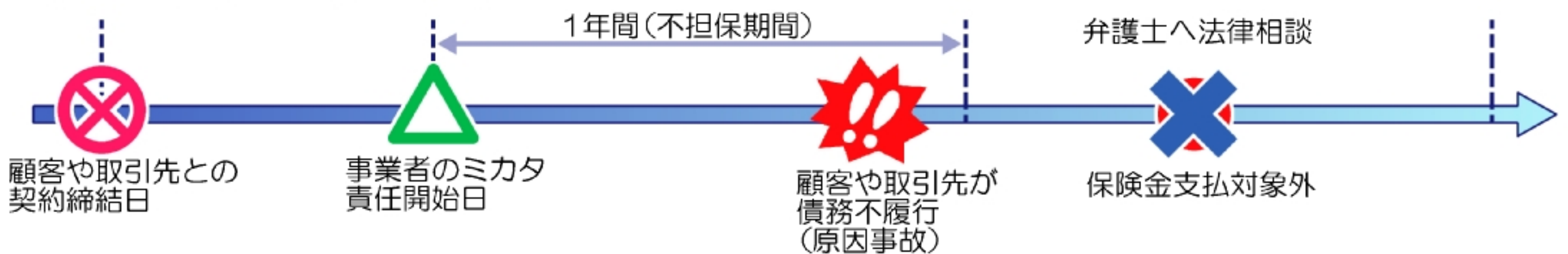


但し偶発事故には待機期間がありませんので、待機期間中に原因事故が発生した場合でも、保険金の支払い対象になります。
 偶発事故とは事業者のミカタ重要事項説明書P21、及び保険約款の第7条をご参照ください。

保険金の支払い対象となるかどうかは、原因事故の発生時期に基づいて判断します。

したがって、原因事故が待機期間中や不担保期間中に発生している場合は、その経過後に法律相談や委任をしたとしても、保険金の支払い対象とはなりません。(待機期間、不担保期間が適用されないトラブルを除く)

【特定原因不担保に該当する事件の場合】



◆責任開始日後に締結した契約に関するトラブルは、次の扱いとなります。

